

改 正 前	改 正 後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、<u>国府宮駅周辺再整備検討会</u>の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(目的及び設置)</p> <p>第2条 国府宮駅周辺を行政、商業、文化機能の集積した賑わいのある都市拠点となるよう、国府宮駅周辺再整備に係る再開発研究会（以下「研究会」という。）及び国府宮駅周辺まちづくりを考える会（以下「考える会」という。）で検討し<u>た内容について、幅広い立場・視点による意見を聴取し、再整備の大きな視点として整理</u>することを目的として<u>国府宮駅周辺再整備検討会（以下「検討会」という。）</u>を設置する。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第3条 検討会は、次に掲げる事項について<u>検討</u>する。</p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、<u>国府宮駅周辺再整備検討会（以下「検討会」という。）</u>の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(目的及び設置)</p> <p>第2条 国府宮駅周辺を行政、商業、文化機能の集積した賑わいのある都市拠点となるよう、国府宮駅周辺再整備に係る再開発研究会（以下「研究会」という。）及び国府宮駅周辺まちづくりを考える会（以下「考える会」という。）で検討し、<u>とりまとめた内容に対して、幅広い見地から助言</u>することを目的として<u>検討会</u>を設置する。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第3条 検討会は、次に掲げる事項について<u>助言</u>する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p style="text-align: center;">この要綱は、令和2年11月1日から施行する。</p>